

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）６３条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和５年６月１６日付けの生活保護費返還金決定通知書により請求人に対して行った法６３条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は、違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

請求人は現在〇〇歳であり、独立して継続的に収入を得ていきたいが、現在は収入を得ることが難しい。それでも自立更生を極力積極的に目指す。国民健康保険に加入することになるが、医療費など自分で払わなければならない。本件返還対象額１，０４９，４５０円を全額返還すると、自立更生が難しくなるので、全額返還免除をお願いしたい。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和６年 ２月１６日	諮問
令和６年 ６月１１日	審議（第８９回第３部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、上記基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 1 3 - 5 ・答・(1)は、法 6 3 条に基づく返還額決定の際にその一部又は全部の返還を免除することの可否について、法 6 3 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

(3) 自立更生免除

問答集問 1 3 - 5 ・答・(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い（以下、この取

扱いを「自立更生免除」という。)として差し支えない範囲であり、その範囲として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」(同・エ)等を挙げている。

(4) 相続による資力及びその発生時点

問答集問13-6・答・(2)は、被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合の資力の発生時点について、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法882条及び896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法909条)とされていることから、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであるとしている。そして、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとしている。

(5) 保護の廃止及びその取扱基準

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10・問12・答・2・(2)は、保護を廃止すべき場合として、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときを挙げている。

(6) 課長通知及び問答集の位置付け

課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分についての検討

法63条に基づく返還金額決定処分は、全額を返還額とすることを原

則としつつも（１・（２））、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合で、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額等を控除して差し支えないとされている（自立更生免除。同・（３））。

しかし、請求人には、本件返還対象額を返還したとしても本件正味相続金２，６３５，４５０円が残されていることからすると、請求人の自立が著しく阻害されるということはできない。また、請求人が本件相続金の用途や活用方法を言及しなかったことから、処分庁が自立更生免除の適用は困難であると判断した経緯に鑑みても、自立更生免除の必要性を認めることはできない。

このことは、臨時的な収入の増加によりおおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときに保護は廃止すべきとされるところ（１・（５））、処分庁が、本件相続金から本件返還対象額を減じた額２，６３５，４５０円（本件正味相続金）を基として請求人の保護に係る要否判定を行った結果、請求人の保護を廃止しており、請求人には一定期間保護を要しないだけの資力がある（本件正味相続金は請求人の最低生活費の約３２か月分に相当する。）ことから裏付けられる。

そうすると、処分庁が、自立更生免除の必要性を認めず、本件死亡日を資力の発生日として、同日から本件入金日の前日までの期間に請求人に支給した保護費相当額の返還を求めると判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

なお、処分庁は、令和４年４月分の保護費を７，７２２円と算定したが（別紙１参照）、返還対象期間のうち同月に含まれる日数は４日（令和４年４月２７日から同月３０日まで）であり、同月一月分の支給済保護費７７，２４０円を日割計算すると、返還対象期間中の同月分の支給済保護費は１０，２９８円（１円未満切捨て）である。その結果、返還対象期間中の支給済保護費総額は、処分庁が算定した１，０４９，４５０円ではなく、１，０５２，０２６円となり（別紙２参照）、請求人が返還すべき金額（本件返還対象額）も同額となる。

しかし、本件返還対象額についての処分庁の算定に誤りがあったとしても、審査庁は、裁決により、処分庁の算定よりも多い金額に変更することは許されないため（行政不服審査法４８条参照）、本件審査請求を

棄却すべきこととなる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、保護の廃止後は国民健康保険に加入するものの、今後支払わなければならない医療費を考えると、本件返還対象額の全額返還により自立更生が難しくなるとして、本件返還対象額の全額を免除してほしい旨主張しているものと解される。

しかし、本件返還対象額を支払ってもなお、請求人には本件正味相続金が残されており、請求人の自立が阻害されると認められないことは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

上記2で述べた以外に、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1及び別紙2 (略)